

宮崎市農業労働力確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市農業労働力確保支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年9月1日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、従事者の減少や高齢化等による農業労働力が不足するなか、収穫時期や規模拡大に合わせた労働力の確保を目的に、求人を行う農業者が有料職業紹介事業を活用するための経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる対象者は、市内に在住し、かつ、市内で農業経営を行う農業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
 - (2) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
 - (3) その他、特別に市長が認める者
- 2 宮崎市暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- 3 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、求人を行う農業者が有料職業紹介事業を活用するために必要な経費のうち、役務費又は委託料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、対象経費の上限は60,000円とする。

(補助金の交付方法等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出する。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は補助金等交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。
 - 3 補助金の交付は、事業完了後の精算払いとする。

- 4 第1項の補助金等交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請の取り下げのできる期間）

第7条 規則第6条第1項の規定により申請の取り下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第7条第1項の規定による市長が定める軽微な変更の範囲は、事業計画書の経費の配分に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減とする。

（事業の交付決定前着手）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に事業に着手をする必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第1号）を市長に提出することができる。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、事業完了の日から起算して30日以内に補助事業実績報告（様式第4号）に次の書類を添えて、市長に届けなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書又は決算見込書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 第6条第4項ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、実績を報告する場合において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第4項ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

4 市長は、補助事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金等の交付内容に適合すると認めたときは、補助金等交付確定通知書（様式第5号）により通知する

ものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 市長は、前条の規定により確定した額を、交付決定を受けた者からの請求を受け、補助金を交付するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（規則第 3 条関係）

令和 年 月 日

補助金等交付申請書

宮崎市長 殿

申請者の住所
申請者の団体名
及び代表者の氏名 ④

宮崎市農業労働力確保支援事業に対する補助金等の交付を受けたいので、宮崎市補助金等交付規則第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 円

添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他（掲載事業者から提示された見積書）

(別記)

(1) 事業計画書

求人を行う有料職業紹介事業の概要

掲載事業者の名称

掲載期間(予定) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

掲載金額 円

(2) 収支予算書

1 収入の部

項目	金額	備考
市補助金		
自己負担		
合計		

2 支出の部

項目	金額	備考
有料職業紹介事業掲載料		
その他		
合計		

(3) その他

有料職業紹介の掲載事業者から提示された見積書を貼付してください。

様式第 2 号（規則第 5 条関係）

補助金等交付決定書補助金等交付決定書

宮農企 第 号
年 月 日

殿

宮崎市長 ㊟

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市農業労働力確保支援事業に対する補助金等については、宮崎市補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第3号（規則第7条関係）

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の氏名

㊟

年 月 日付で補助金等の交付決定のありました宮崎市農業労働力確保支援事業について当該事業計画の変更の承認を受けたいので、宮崎市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 添付書類
 - (イ) 事業変更計画書
 - (ロ) その他

様式第 4 号（規則第 11 条関係）

令和 年 月 日

補助事業実績報告

宮 崎 市 長 殿

申 請 者 の 住 所

申 請 者 の 団 体 名

及 び 代 表 者 の 氏 名

㊦

令和 年 月 日付けで交付決定のあった宮崎市農業労働力確保支援事業に対する補助金等については、宮崎市補助金等交付規則第 11 条の規定により関係書類を添えて実績報告書を提出します。

添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他

様式第 5 号（規則第 12 条関係）

補助金等交付決定通知書補助金等交付決定通知書

宮農企 第 号
年 月 日

殿

宮崎市長 ㊟

年 月 日付で交付決定をした宮崎市農業労働力確保支援事業に対する補助金等については宮崎市補助金等交付規則第 12 条の規定により交付額を下記のとおり確定したので同条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

別記様式第1号

申請日 令和 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の氏名

㊟

宮崎市農業労働力確保支援事業交付決定前着手届

宮崎市農業労働力確保支援事業補助金交付要綱第9条に基づき、下記条件を了承のうえ、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

着手の理由

()